

# 経済のデジタル化と 国際課税の変革

一橋大学大学院法学研究科

教授 吉村政穂

[m.yoshimura@r.hit-u.ac.jp](mailto:m.yoshimura@r.hit-u.ac.jp)

# ポイント

1. OECD/G20の議論は、「デジタル企業」を対象とした見直しではない。
  - a. 議論はどこで路線を変えたのか？
  - b. 適用範囲を限定する仕組みは？
2. 市場法域への課税権再配分は、企業に過大な負担と二重課税を生じさせる危険性がある。
  - a. 執行可能なルールが選択されるのか？
  - b. 望ましい紛争予防・解決のメカニズムはどのようなものか？
3. 今後の見通し

# 経済のデジタル化と国際課税

# デジタル化した事業の特徴

## 2018年OECD中間報告

- Highly digitalised businesses (HDBs)

1. Cross-jurisdictional local scale without local mass

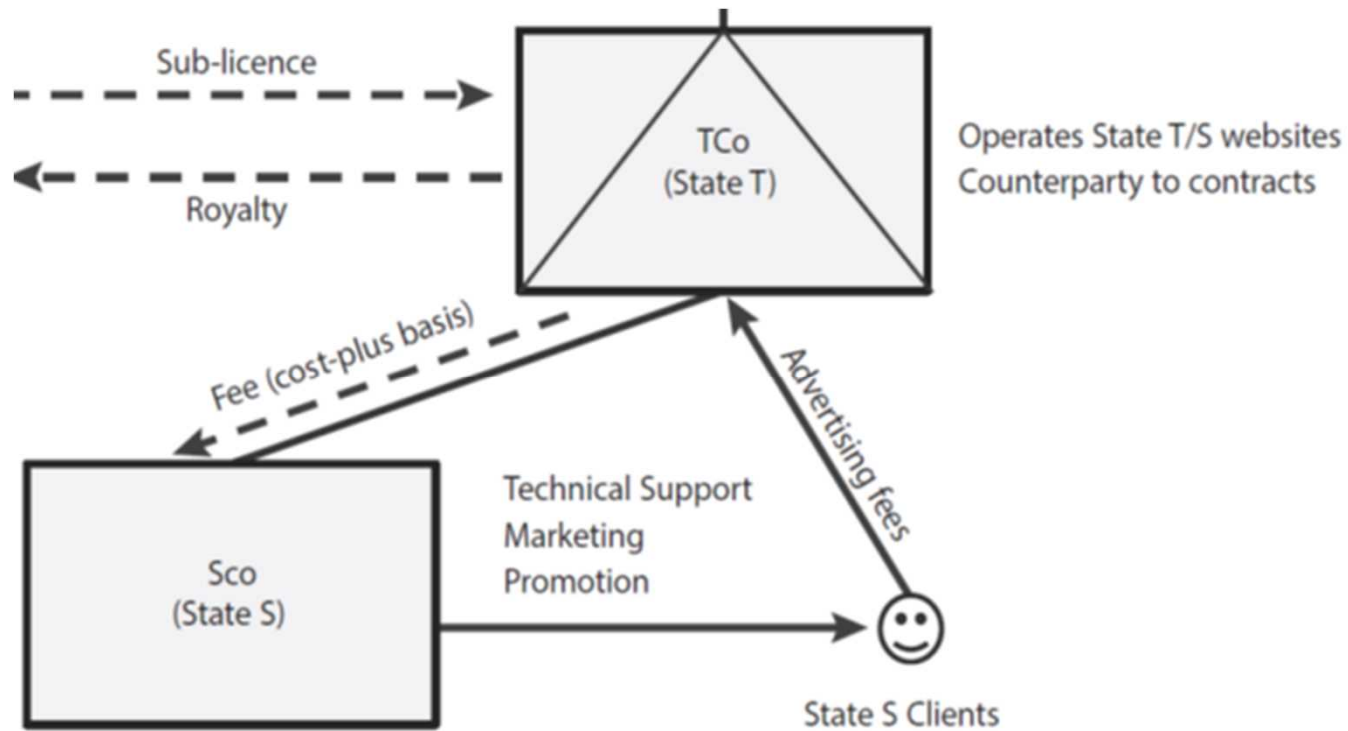
2. Reliance on intangible assets, including IP

→ デジタルビジネスに特有の要素ではない

3. Data, user participation and their synergies with IP

→ ユーザー参加について、従来の課税ルールでは捕捉されていない**価値創造**が認められるか？（それともただのバーター取引にすぎないのか？）

# (例) ターゲット広告



出所：BEPS行動1最終報告書

# 伝統的な国際課税原則との関係

## 富の源泉 (origin of wealth) 原則

- Nexus

  - 源泉地国の課税権-- 「PEなくして課税なし」

  - “Scale without mass” への対応

- Profit Allocation

  - 企業間 (関連法人間、本店・PE間) の利益配分

  - 「独立企業原則 (Arm's length principle, ALP) 」

  - IP依存、ユーザー参加の捕捉

# BEPSプロジェクト

# BEPS行動1最終報告書

- デジタル経済のみをターゲットとした特別な対抗策の勧告は見送り（2020年までに報告書提出）
- その一方で、一方的措置を許容

「既存の条約上の義務を尊重するという条件の下で国内法において、または二国間租税条約において、当該オプションのいずれかを導入することができよう。国内法上の措置として受容する場合には、詳細に関する追加的な明確性を提供するために、当該オプションのさらなる調整が要求されるとともに、既存の国際的な法約束（legal commitments）との整合性を確保するための修正が必要であろう。」



# BEPSプロジェクトの影響

- アメリカの態度の変遷  
Obama政権による問題提起  
-->議会多数派を失うに伴って受動的な姿勢に
- EU加盟国  
財政危機を背景とした強い政治的支持  
-->EU域内での利害対立表面化（大国VS小国）
- 中国、インド  
国連を中心とした意見表明  
-->発言力の増大

課税権配分基準としての価値創造（value creation）  
一方で、独立企業原則は堅持された

# デジタル課税をめぐる議論 —ヨーロッパの主張

# Collin & Colin Report (2013)

- Pierre Collin and Nicolas Colin, “Task Force on Taxation of the Digital Economy” (Jan. 2013)
  - デジタル経済の性格とダイナミクスはこれまでのブームとは大きく異なる。
  - デジタル企業の共通した特徴は、利用者の規則的・体系的なモニタリングから得られたデータを集中して利用している点にある。
  - 結果として、デジタル経済は企業の理論を踏み越えている：供給者・従業員がこれまで「働かされてきた」ように、アプリケーションの利用者を「働かせる」ことができる。

# Collin & Colin Report (cont'd)

- 巨大なデジタル企業は、無形資産の移転、ビジネスモデル（多面的市場）の国際的展開の容易さ、事業再編の容易さといった特徴から、低い税率を享受している。
- デジタル革命がすべての産業を飲み込む前に手を打つことが喫緊の課題である。

1. デジタル企業に対する課税権の回復
  - データおよび利用者の提供する無償労働が果たす役割に注目したPEの再定義
2. （中期的には）利用者活動の規則的・体系的モニタリングを通じて取得されたデータに対する課税の導入
3. R&Dおよび市場型金融に対する税制上の取扱いを改善して新規企業の創出に適した課税環境の創出

# 欧州委員会における議論

- 政策文書公表

European Commission, A Fair and Efficient Tax System in the European Union for the Digital Single Market (21 Sept. 2017), COM(2017) 547 final

：デジタル単一市場において、「イノベーションを促し、市場の分断を防ぎ、かつ公平で均衡のとれた条件の下ですべての当事者が新たな市場のダイナミクスに算入することを可能にするために、電子経済に対する近代的で安定した課税の枠組 (modern and stable tax framework)」を求める。

## 欧州委員会における議論(cont'd)

- 2018年3月 欧州委員会指令案
  - 長期的解決策：
    - 「重要な電子的プレゼンス」という新たな概念（売上・ユーザー数・オンライン契約数に着目）を定義し、Nexus & Profit allocationを見直す
  - 暫定的措置（Digital Service Tax）：
    - デジタルサービス（オンライン広告・プラットフォーム提供・データ販売）に対して、
    - 収入を課税標準として、
    - 3%の税率で課税
  - オンライン広告に限定する修正案（議長案）でも反対国の懸念は解消されず、19年3月合意は断念

# 議論停滞の背景

- アメリカの牽制

例えば、ムニューシン財務長官声明 (March 16, 2018)

「アメリカは、デジタル企業を狙い撃ちするあらゆる国の提案に強く反対する。……現代経済から生じる、より広範な課税上の課題に取り組み、かつ国際課税をより維持可能な基礎を与えようという国際的な協力を完全に支持する。」

→ドイツを含めた加盟国の動揺

- 経済界の反対

- リングフェンシングへの反対

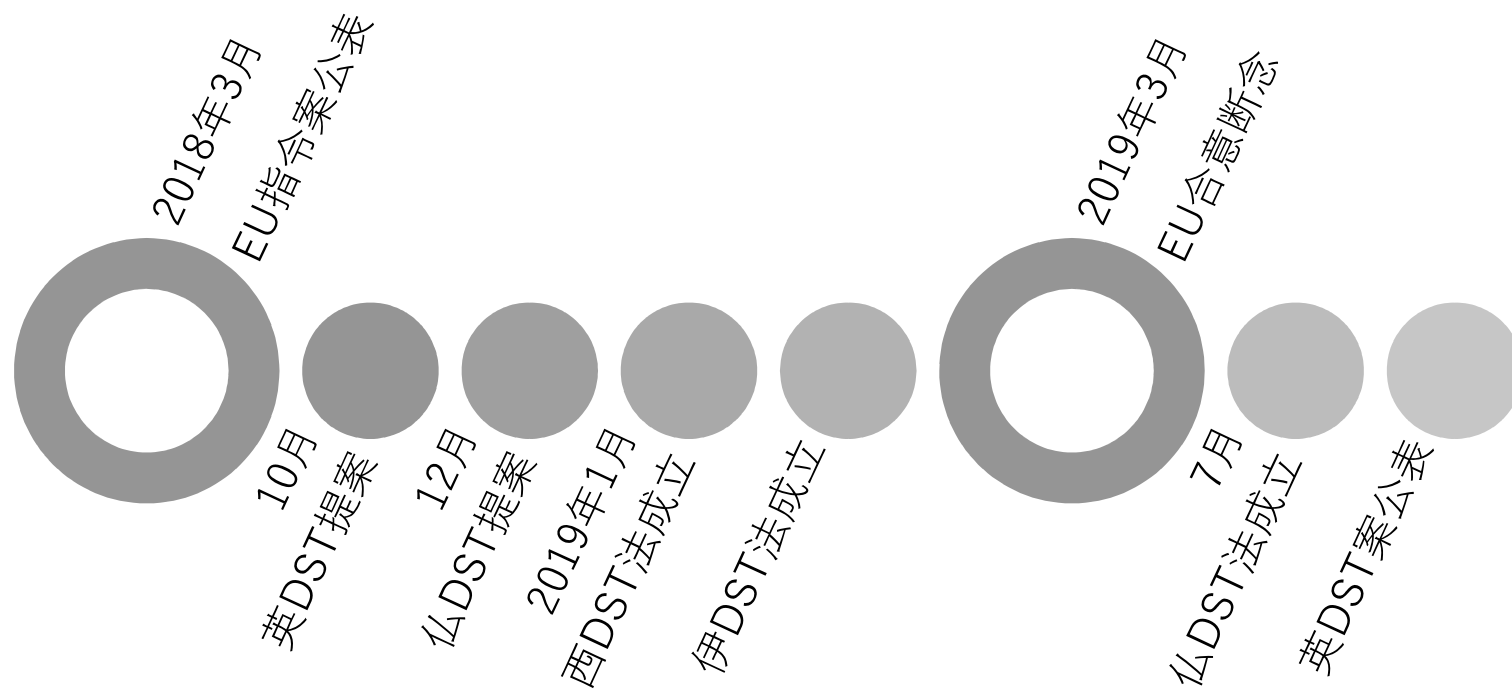
- 収入課税への反発 (Start-upへの影響) → 閾値設定

- 小国の不服従

国際的な取組を優先させることを求める

--スウェーデン、マルタ、フィンランド、エストニア、アイルランド

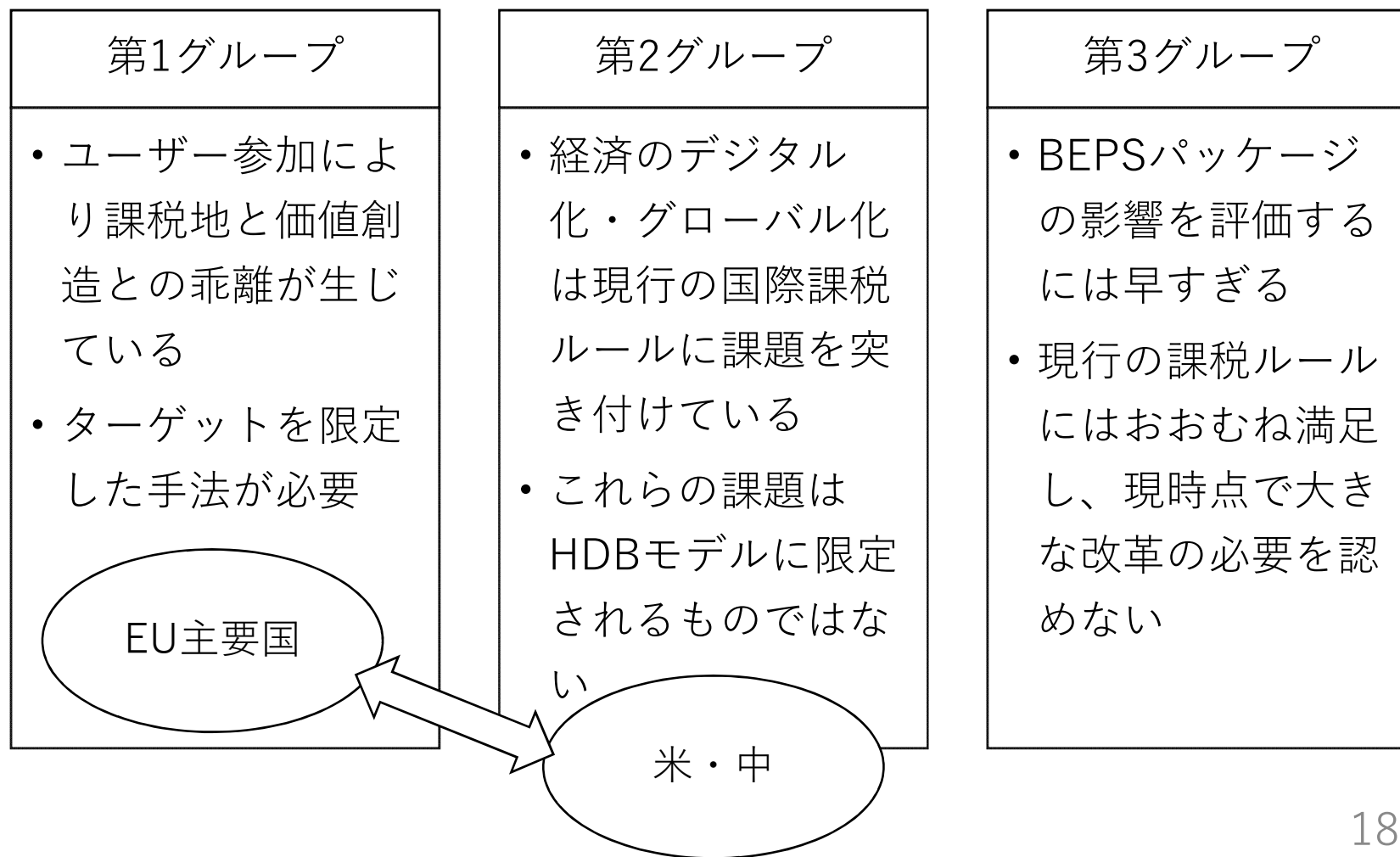
# EUにおける一方的措置の拡大





# OECD/G20における取組

# 2018年中間報告時点での各国の姿勢



## ポリシーノートおよび討議文書の公表

- Addressing the Tax Challenges of the Digitalisation of the Economy – Policy Note (23 January 2019)
- 2本の柱：①利益帰属とネクサスの問題、②低課税国への対応
  - (1) 第1の柱は、デジタル化する経済による広範な課題に対処するもので、課税権の配分に焦点を当てるもの
  - (2) 第2の柱は、なお残るBEPS問題に対処するもの（ドイツ・フランスによる提案／アメリカ2017年税制改革の影響）  
See, Franco-German joint declaration on the taxation of digital companies and minimum taxation (Dec 2018)

# ポリシーノート・討議文書の公表 --第1の柱

- 何に注目するかによって意見が分かれている状況：
  - (A) User contributionに注目するアプローチ
    - 高度にデジタル化された事業に適用／デジタルサービスの利用者によって生み出された価値を認識／イギリスが支持
  - (B) Marketing intangiblesに注目するアプローチ
    - あらゆる種類の事業に広く適用／利用者に限らず、マーケティング活動など市場国（market jurisdiction）によって生み出された価値を認識／アメリカが支持
  - (C) Significant economic presenceに注目するアプローチ
    - 2015年BEPS報告書において言及／簡素で執行可能な解決策／インド、コロンビア、多くの発展途上国が支持

# ポリシーノート・討議文書の公表 --第1の柱(イギリス案)

【ユーザー参加提案】	
以下のビジネス（Highly Digitalised Businesses）に限定して適用 a. Social media platforms b. Search engines c. Online market places	
ユーザー参加のある法域に課税権を認める（Nexusの拡張）	
i. 残余／ノンルーチン利益の計算（ALPに基づくルーチン利益の分配） ii. 量的・質的情報または事前に合意された簡易な割合に応じた当該利益の分配	✓ 簡素化のため、ユーザーの価値を代替する定式に依拠することが考えられる（紛争の回避） ✓ 強力な紛争解決手法とあわせて導入することが考えられる

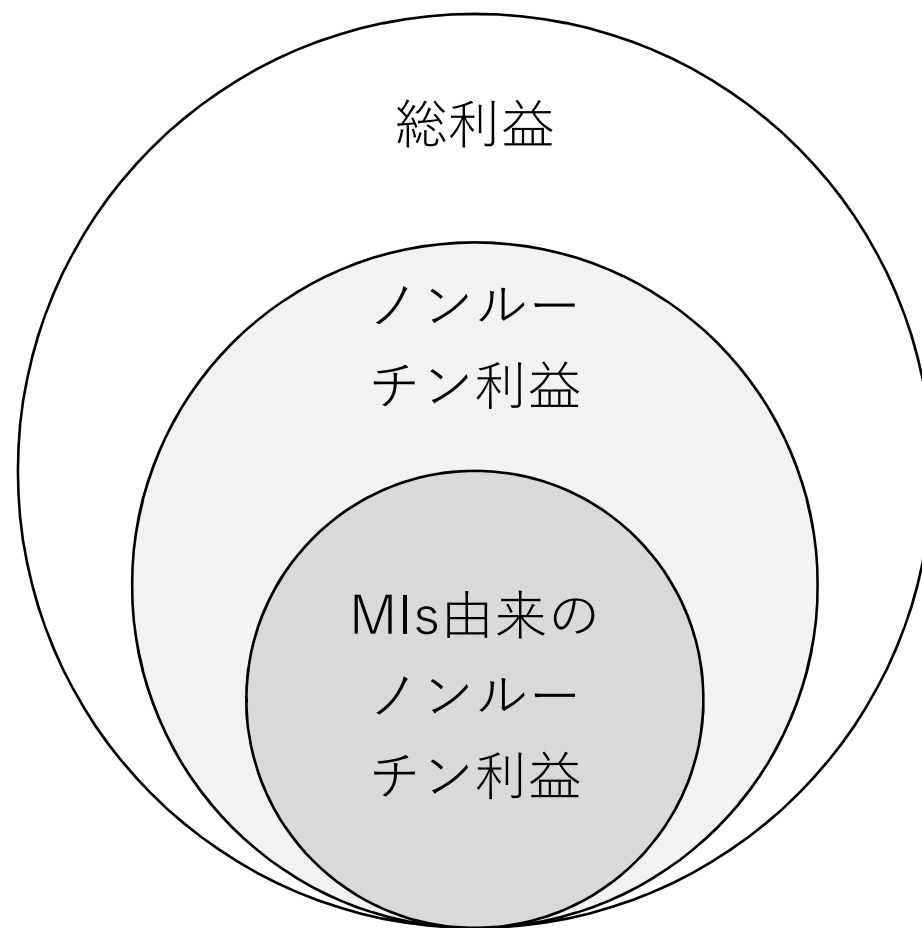
# ポリシーノート・討議文書の公表 --第1の柱(アメリカ案)

【マーケティング上の無形資産 (MIs) 提案】		
問題はHDBに限定されない ※市場国に拠点を置かず／最小化して、顧客にアクセスできる 点が問題だと主張 →Limited risk distributors (LRD)を含めた対抗策		
①HDB • MIsを利用した市場国にノンルーチン利益を配分 • 課税権を認める (Nexusの拡張)	②HDB +LRDを通じて市場国に展開	③ (消費者向け) 伝統的ビジネス +遠隔／LRDを通じて市場国に展開

# ポリシーノート・討議文書の公表 --第1の柱(アメリカ案 (cont'd))

【MIs提案における利益配分】	
R&Dに由来する技術関係無形資産、ルーチン機能は既存の利益配分原則に基づいて配分される	
通常の移転価格税制の適用 --MIsの貢献について差異調整 <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 現行法に基づくMIs (+リスク) 配分</li> <li>b. 市場国へのMIs (+リスク) 配分</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>i. 総利益からルーチン利益を控除 (残余利益の計算)                ※ルーチン利益の算定：               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. 通常の移転価格税制 or</li> <li>b. より機械的なアプローチ</li> </ul> </li> <li>ii. ノンルーチン利益のMIs配分               <ul style="list-style-type: none"> <li>a. コストベース方式</li> <li>b. 定式方式 (ビジネスモデルごとの固定比率)</li> </ul> </li> <li>iii. MIs帰属所得を顧客基準 (売上、収入など) で配分</li> </ul>

# 分割対象として想定される利益





# ポリシーノート・討議文書の公表

## --第2の柱

- 無・軽課税所得に対する対抗として、居住地国および源泉地国に課税権を認める。
- 具体的には次の内容：
  - 関連株主（related party investor）の所得として合算する所得算入ルール
  - 源泉地国に軽課支払に対する控除の否認（または源泉税）を認める税源浸食支払税
  - 二重課税の危険を緩和する調整ルール

# ポリシーノート・討議文書の公表 --その他

- これらの提案の検討にあたっては…
  - 他の権利を損なうことのない (without prejudice basis) 検討であることに合意している。
  - 第1の柱の検討は独立企業原則を超える (beyond the arm's length principle) 可能性を認めている。
  - 経済的利益のないところへの課税または二重課税を生じない点に合意している。
  - 税の安定性 (tax certainty) の重要性および実効性ある紛争予防・解決手法の必要性を強調している。

# 作業計画

# 作業計画の策定

- 抽象的な目的としては、3案ともに「現在の枠組では認識されていない価値創造が存在する局面で、**顧客及び／又は使用者の法域（「市場法域」）に多くの課税権を配分する**という点」では共通している。次の4要素を共通した基礎とする。
  - ①物理的拠点を欠くネクサスの承認
  - ②事業の全体利益を出発点とするアプローチ
  - ③コンプライアンスコスト及び紛争の減少を目的とした簡素な合意（定式（formula））の利用可能性
  - ④既存の利益配分ルールと併存した運用

# 第1の柱：新たな利益配分ルール

## • 3案の提示

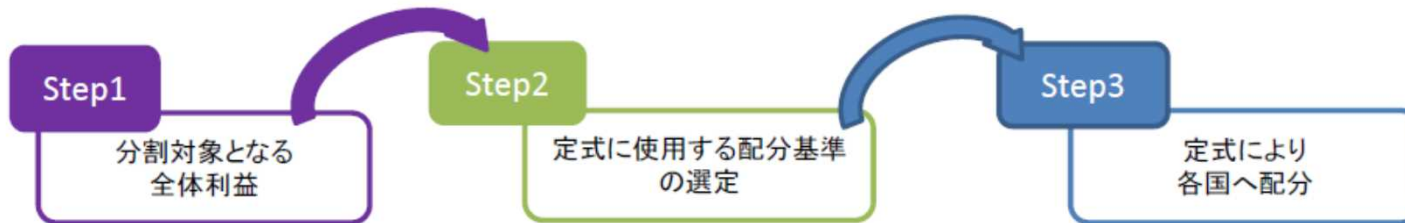
- ① 修正残余利益分割法 (MRPS method)
  - イギリス案、アメリカ案を包含
- ② 定式配賦法 (Fractional apportionment method)
  - インド案
- ③ 仕向地基準アプローチ
  - 安定性を求める企業の意見 (Johnson & Johnson) に配慮
  - ベースライン利益の配賦
  - 移転価格税制による再調整を認めるか？
  - グループ全体の採算性に基づく調整 (ノンルーチン利益の再配分)

# 各方式の比較

①残余利益分割法：ノンルーティン利益のうち対象となる利益を特定し、各国へ配分



②定式配分法(Fractional apportionment method)：グループ全体利益を配分基準により各国へ配分



③Distribution-based approach：現地国(市場国)において稼得する売上(収入)にみなし営業利益率を適用



出所：税制調査会資料（2019年6月12日）

# 新ネクサスの検討

- 市場法域の経済に対する「持続的・重要な関与を示す指標」の開発
  - 評価・検討にあたっては、(a)継続的な現地での売上（閾値）及び(b)当該多国籍企業とその法域の経済との相互作用を示す追加的な指標とが考慮される。

## （参考）G7財相会議・議長総括（2019年7月）

「第1の柱の下の新たな課税権は、貴重な無形資産や高度に電子化されたモデルの活用など、市場またはユーザーが所在する国・地域におけるビジネスの積極的な活動のレベルを反映した基準を参照して決定することが考えられ、これについてOECDが更によく検討すべきであることに財務大臣は合意した。」

## 制度設計上の論点

- MNEグループ全体に適用orビジネスライン及び地理的領域ごとに分離適用か？
- 対象事業の性質又は規模を基準とした適用除外の可能性（Scoping）
- 課税法域の居住者でない法人が納税義務を負う場合には、執行・徴収の仕組が必要

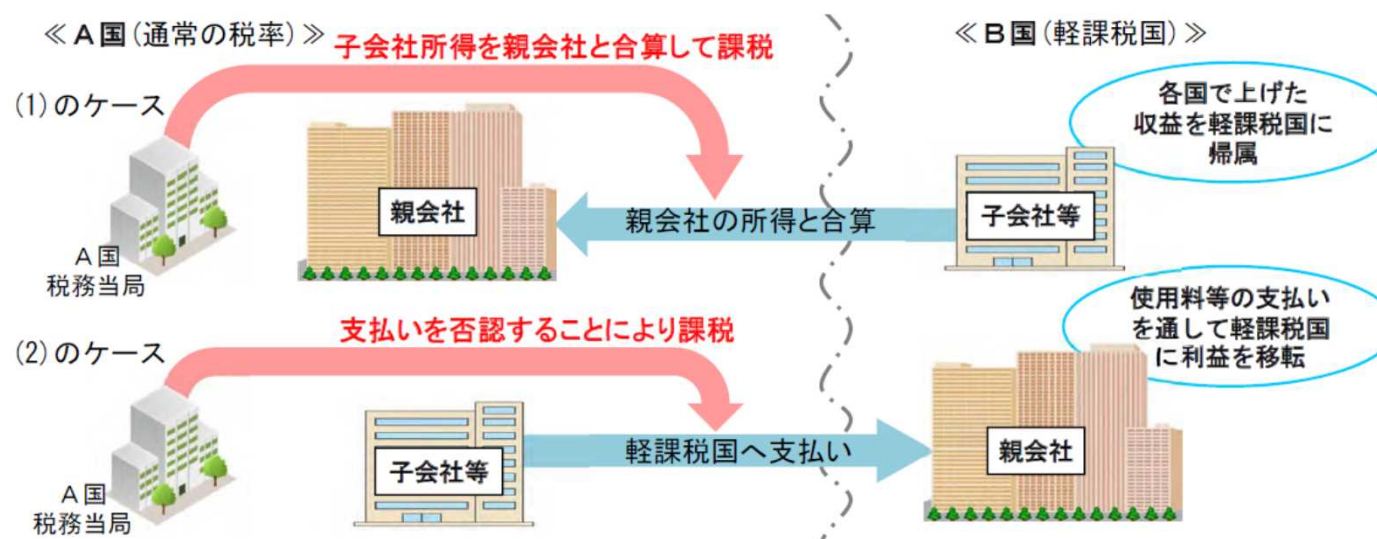


## 第2の柱：GloBE提案

### ① 所得合算ルール

### ② 税源浸食支払への課税

- i. 関連者に対する軽減税支払の損金不算入（源泉税含む）
- ii. 租税条約上のsubject to taxルール



出所：税調資料

# スケジュール

- 2018年後半から急速に議論が進んでいる
  - アメリカの積極的な姿勢
    - EUへの牽制
    - 2017年税制改革の実現／市場国としての主張強化（DBCFT、BEAT）

## <今後の政治日程>

- 2019年10月G20会合
  - 合意案提示？
- 2020年1月 大枠合意
- 2020年末 対応策のとりまとめ